

「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2018版対応〕(案)」に対する御意見の概要及び御意見に対する考え方

平成29年12月
特許庁

【御意見1】

日本国特許庁において、「腕時計型携帯情報端末（スマートウォッチ）」（9類／類似群コード：11C01, 11B01）と「時計」（14類／類似群コード：23A01）について類似する商品であるとして、クロスサーチしてほしい。

（御意見に対する考え方）

審査官は、商標登録出願の指定商品又は指定役務が他人の登録商標の指定商品又は指定役務と類似関係にあるか否かを審査するにあたり、類似関係にあると推定する商品又は役務をグルーピングした特定のコード（類似群コード）を共通にするものについて、クロスサーチを行っています。

ご意見のように、異なる類似群コードを有する商品・役務間でクロスサーチをすることは、当該類似群コードを有する商品・役務の類似関係を必要以上に拡大することとなり、適当とはいえません。

従来、類似商品・役務審査基準では、類似群コードを異にする商品・役務であっても個別に類似関係を推定すべきものについてはその旨記載しているところ、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2018版対応〕」作成にあたり、以下の商品については個別に類似関係を記載することとしました。

- ・第9類「(備考)『腕時計型携帯情報端末』は、第14類『腕時計』に類似と推定する。」
- ・第14類「(備考)『腕時計』は、第9類『腕時計型携帯情報端末』に類似と推定する。」

上記のとおり、「腕時計型携帯情報端末」と「腕時計」とは類似群コードを異にするものの、互いに類似と推定される商品とする取扱いとしています。

【御意見2】

日本国特許庁において、指定商品「〇〇機能付き情報携帯端末」での商標登録出願をした場合は、出願人に商品説明書等の提出を求めるなどの対応をし、当該指定商品が「時計」（14類）と近似する商品であるか否かの審査してほしい。

（御意見に対する考え方）

指定された商品表示が「腕時計型携帯情報端末」であるか「腕時計」であるか明確ではない場合、商品の内容及び範囲について確認することとなります。

特定機能の有無にかかわらず、指定された商品の内容及び範囲が明確と認めうる表示であれば、当該確認は行いません。

【御意見3】

国際分類において「smartwatches」を14類に変更してほしい。

(御意見に対する考え方)

頂いたご意見はニース国際分類上のご要望と思われませんが、本意見募集は「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2018版対応〕(案)」についてのものであるため、趣旨が異なります。

なお、「smartwatches」については、専門家委員会第25回会合(平成27年4月27日～5月1日)において、第9類に分類される商品である、と決定したものです。

「smartwatches」を14類に変更する旨の提案をすることについては、頂いたご意見を参考に市場の動向を注視しつつ、提案の適否について慎重に検討してまいります。